

(表4)

過去5年間の雇用保険の被保険者であった期間が1年未満の者の数

年度	計	ハローワーク	
		熊本	上益城
8	1,490	1,442	48
9	1,630	1,573	57
10	1,962	1,903	59
11	1,931	1,852	79
12	1,977	1,895	82
平均	1,798	1,733	65

(熊本労働局資料から)

最近6ヶ月の雇用保険の被保険者であった期間が1年未満の者の数

月	計	ハローワーク	
		熊本	上益城
7	193	193	
8	220	220	
9	193	193	
10	191	191	
11	227	227	
12	200	200	
平均	245	245	

(月別の資料を、熊本・上益城に区分したデータ無し。)

※年間換算 245件×12月=2,940件

(熊本労働局資料から)

熊本県公告第 390 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 4 月 16 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ケアサービスくまもとサンアンドムーン
- 3 代表者の氏名
木下 真理子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市世安町 212 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本市及び熊本市近郊の高齢者に対して、健康で安心して暮らせるよう、ウイズユーの精神に基づき、生活支援と介護等に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 391 号

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成 14 年 8 月 9 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- (2) 場所 熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1 - 100

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち 1 種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1) 年齢 18 歳に満たない者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

- (1) 試験の方法
試験は、試験の種類ごとに筆記試験及び実地試験を筆記により行う。
- (2) 試験の範囲
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規 基礎化学 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
農業用	毒物及び劇物に関する法規 基礎化学 省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
特定	毒物及び劇物に関する法規 基礎化学 省令別表第 2 に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	省令別表第 2 に掲げる劇物の識別及び取扱方法

省令とは、「毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）」の略。

5 受験手続等

- (1) 受験願書の請求
受験願書は、熊本県健康福祉部薬務課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。なお、郵便により受験願書を請求する場合は、120 円分の郵便切手を同封のうえ請求すること。
- (2) 受験願書受付期間
平成 14 年 6 月 10 日から平成 14 年 6 月 19 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、郵送による場合は、平成 14 年 6 月 10 日から平成 14 年 6 月 19 日までの間の消印があるものを有効とする。
- (3) 受験願書提出先
原則として、居住地を管轄する地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課）とし、熊本市及び県外居住者にあつては、熊本県健康福祉部薬務課とする。
- (4) 受験手続
受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。
ア 受験願書に、戸籍上の本籍（都道府県名のみ）、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入すること。
イ 受験願書に、写真 1 葉を貼付すること。この写真は、提出前 6 箇月以内に撮影したもので、縦 5 センチメートル、横 4.5 センチメートルの上半身、脱帽、正面